

県本部各部課長
殿下
県下各警察署長

共	00	00	10	永年
---	----	----	----	----

宮本総第132号
平成13年5月29日
宮城県警察本部長

「宮城県公安委員会表彰規程」の制定に伴う運用要領について
このたび、「宮城県公安委員会表彰規程」（平成13年宮城県公安委員会規程第8号。以下「規程」という。）が制定され、6月1日から施行されることとなった。これに伴う運用要領については、次のとおりであるから事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨（第1条関係）

宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う表彰は、公安委員会の管理機能の一環として宮城県警察（以下「県警察」という。）の職員、部署又は県警察の運営に関し多大な功労があると認められる部外の個人、団体を対象とするものであり、その実施に当たっては、県警察の組織内の士気高揚、能率の増進が図られるとともに県民からの警察業務への理解と信頼、今後の協力が得られるよう十分配意しなければならない。

2 表彰の種類（第2条関係）

公安委員会が行う表彰状、感謝状の書状の様式等は、別表のとおりとする。

3 表彰の対象（第3条関係）

（1）警察職員

ここでいう警察職員（以下「職員」という。）とは、「職員定数条例」（昭和33年宮城県条例第37号）第2条に定める定数内の職員として任用されたいわゆる正規職員をいい、「宮城県警察臨時・非常勤職員等取扱要綱」（平成7年7月5日付け宮本務第1013号）第2に定める臨時職員、パート職員及び非常勤職員は含まないものとする。

（2）部署

ここでいう部署とは、「県警察本部の内部組織に関する条例」（昭和29年宮城県条例第31号）第2条に定める部、「宮城県警察組織規則」（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）第3条に定める課等、総務室及び課等に置く組織、同じく第4条に定める宮城県警察学校、「警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例」（昭和29年宮城県条例第32号）に定める警察署のほか、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第22条の規定により設置された捜査本部及びプロジェクトチームその他特定の業務を遂行するために設置された組織をいう。

4 上申の手続き（第5条関係）

（1）上申する場合の様式

表彰状及び感謝状を上申する場合の様式（以下「上申書」という。）は、次のとおりとする。

ア 「表彰状上申書」（別記様式第1号）

イ 「感謝状上申書」（別記様式第2号）

(2) 上申に当たっての事務処理上の留意事項

ア 上申は、時期を失しないように速やかに行うこと。特に、直ちに表彰を行う必要がある案件にあつては、簡略的な上申書で上申する等の配慮をすること。

イ 真に功労があつた者に限って上申すること。特に事件検挙に関しては、直接的に端緒を得た者が上申から漏れないよう配慮すること。

ウ 被表彰上申者が複数のときは、各人の役割を具体的に記載し、功労の度合い及び功労の順位を明確にすること。

エ 部署表彰の具申は、原則として部署の全機能を発揮し、所属職員の多くの者が従事しているものとする。

オ 功労又は業績の内容については、簡潔明瞭に記載すること。

カ 功労又は業績の認定上参考となる既存資料（チャート、広報記事等）を添付すること。

キ 氏名は、戸籍に記載されている字画を用い、読みづらいものについては振り仮名をつけること。

ク 部外の個人又は団体の表彰上申に当たっては、表彰にふさわしいものであるか否かを的確に判断し、後日問題が生じるおそれのあるものは上申しないこと。

(3) 上申の手続き

ア 上申書の提出

上申を行おうとする場合は、当該表彰事案を主管する部（室）において本部長決裁を受けた後、公安委員会補佐室（以下「補佐室」という。）を経由して公安委員会に上申書を提出すること。

ウ 上申書の受理

補佐室は、上申書を受理したときは、「表彰台帳（表彰状・感謝状）」（別記様式第3号（以下「台帳」という。））に必要事項を記載し、受理の状況を明らかにしておくものとし、受理の都度、速やかに公安委員長に報告しなければならない。

5 表彰の決定（第6条関係）

(1) 公安委員会における審査

上申書の受理報告を受けたとき、公安委員長は、直近の公安委員会定例会議（以下「定例会」という。）において議題として審査し、表彰の適否について決定するものとする。

(2) 公安委員長は、表彰の審査において必要があるときは、本部長に資料の提出を求めることができるものとする。

(3) 表彰決定の通知

公安委員長は、審査の上、表彰の決定があつたときは、「宮城県公安委員会表

彰決定通知書」（別記様式第4号）により、表彰の決定を本部長に通知するものとする。

(4) 表彰の記録

定例会における審査の結果について、補佐室は、表彰の適否について「台帳」に記載するものとする。

6 表彰の審査基準及び副賞等に関しては、別に定めるものとする。

別記様式第1号

文 書 番 号
年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 長 殿

宮 城 県 警 察 本 部 長
(扱部 (室) 長名)

表彰状上申書

表彰の件名			
表彰の種別		部署表彰・個人表彰	
表彰対象	部署	功労のあった 部署名	
	個人	所属・係別	
		階 級	
		氏 名	
		生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
		採用年月日	
		勤続年数	
		現係配置年月	
		性格・素行	
		賞 罰	
功 労 の 内 容			
同種表彰有無	有 (受賞年月日) 年 月 日・無		
その他参考事項			
表彰上申担当者氏名			警電

文 書 番 号
年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 長 殿

宮 城 県 警 察 本 部 長
(扱 い 部 (室) 長 名)

感 謝 状 上 申 書

表彰の件名			
表彰の種別		団 体 表 彰 ・ 個 人 表 彰	
表彰対象 (団体表 彰の場合 は代表者 等の氏名 等を記載 すること)	団 体	団体の住所	
		団 体 名	
	個 人	本 籍	
		住 所	
		職 業	
		氏 名	
		生年月日	年 月 日性 (歳)
	連絡先電話		
功 勞 の 内 容			
功 勞 が 与 え た 効 果 又 は 影 響			
そ の 他 参 考 事 項			
		表彰上申担当者氏名	警電

別記様式第4号

文 書 番 号
年 月 日

宮 城 県 警 察 本 部 長 殿
(扱部(室)長名)

宮 城 県 公 安 委 員 長

宮城県公安委員会表彰決定通知書
下記のとおり表彰状・感謝状が決定したので通知する。
記

1 表 彰 の 種 類

2 件名

3 受賞者(団体)名

4 その他

別記様式第5号

表 彰 台 帳

表彰月日	表彰事由	所属・階級 (又は住所)
表彰種別		氏名
副賞金額		(又は所属、団体名)

